

丸亀市 障がい者福祉に関する 民間事業者アンケート調査

【アンケート調査ご協力のお願い】

日頃は丸亀市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
丸亀市では現在、令和 9 年度を初年度とする丸亀市第 4 次障がい者基本計画・第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画の策定に向けた取組を進めています。
そこで、市内民間事業者の皆さまに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の現状や課題などについてご意見をお伺いし、計画策定に役立てるためのアンケート調査を実施することにしました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、調査の目的・趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和 7 年 12 月 丸亀市長 松永 恭二

★ご記入にあたって

●貴事業所の活動と直接関係しない質問についても、丸亀市全体に関するご意見として、できる限りご記入ください。

●ご回答いただいた調査票は、令和 8 年 1 月 00 日（●）までに、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

●WEBからもご回答いただけます。右の二次元コードあるいは URL より、専用ページへアクセスしてください。なお、WEBで回答された場合、この調査票のご返送は不要です。

二次元
コード

<https://questant.jp/q/XXXXXXXXX>

●本調査の結果は、計画策定のための委員会（住民や事業者、有識者等により構成されている計画案の審議組織）にて、資料として公表予定です。（その際には、どの事業所がどう回答したかという詳細は公表せず、全ての事業者の意見を取りまとめた形で公表する予定です。）

●ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

丸亀市健康福祉部福祉課 障がい福祉担当

電話：(0877) 24-8805 FAX：(0877) 24-8861

メールアドレス：syogaifukushi-t@city.marugame.lg.jp

貴事業所について

問1 貴事業所の主な業種を教えてください。(〇は1つ)

- | | | |
|---------------|------------|-----------|
| 1. 農林水産業 | 2. 建設業 | 3. 製造業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給業 | 5. 運輸業 | 6. 情報通信業 |
| 7. 卸売・小売業 | 8. 金融・保険業 | 9. 不動産業 |
| 10. 飲食店・宿泊業 | 11. 医療・福祉業 | 12. サービス業 |
| 13. その他（ | | |

問2 貴事業所の常用労働者数（従業員）を教えてください。※令和7年12月末現在
(〇は1つ)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 10人未満 | 2. 10～29人 | 3. 30～39人 |
| 4. 40～99人 | 5. 100～199人 | 6. 200～499人 |
| 7. 500～999人 | 8. 1,000人～ | |

問3 貴事業所では、現在、障がいのある人を雇用していますか。(〇は1つ)

- | |
|--------------------------|
| 1. 現在雇用している |
| 2. 過去に雇用していたが、現在は雇用していない |
| 3. 一度も雇用したことがない |

問4 現在の雇用状況にかかわらず、従業員に障がいのある人がいる場合や、今後障がいのある人を雇用することを想定して、事業所として配慮や取組を行っていますか。
(〇は1つ)

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1. 現在、具体的な配慮や取組を行っている | ⇒問4-1へ |
| 2. 配慮や取組は行っていない | } ⇒問5へ |
| 3. その他（ | |

問 4-1 は、現在、具体的な配慮や取組を行っている場合にご回答ください。

問 4-1 具体的な配慮や取組の内容を教えてください。

(例：コードや段差を養生テープで整理してつまずきを防止している、ルビ付き/大きめの文字/UDフォントの作業マニュアルを整備している、採用面接や会議に手話通訳を設置している など)

問 5 貴事業者で障がいのあるお客様（取引先）と接する機会の頻度を教えてください。
(○は1つ)

- | | |
|-----------|----------|
| 1. よくある | 2. たまにある |
| 3. ほとんどない | 4. 全くない |

合理的配慮の提供について

問 6 「障害者差別解消法」（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）を知っていますか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1. 法律名も内容も知っている |
| 2. 法律名は知っているが、内容は知らない |
| 3. 法律名も内容も知らない |

問 7 「合理的配慮の提供」を知っていますか。(○は1つ)

- | |
|----------------------|
| 1. 言葉も内容も知っている |
| 2. 言葉は知っているが、内容は知らない |
| 3. 言葉も内容も知らない |

Note

障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、
「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととする法律です。
障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。
令和6年4月1日施行の改正法によって、
事業者に対し「合理的配慮」の提供が義務付けられました。

障害者差別
解消法とは？



合理的配慮の提供とは？



障がいのある人から
「このバリアを取り除いてほしい」と伝えられたときに、
事業者や行政が無理のない範囲で工夫や対応を行うことです。
もし負担が大きすぎて対応が難しい場合でも、
その理由をきちんと説明し、別の方法を一緒に考えるなど、
対話を重ねて理解を深めていく姿勢が大切です。

＊合理的配慮の提供例＊

- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。
- ・障がいのある人から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、
代筆に問題がない書類の場合は、障がいのある人の意思を十分に確認しながら代筆する。



問8 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行され、障がいのある人への合理的配慮の提供が事業者に義務化されたことを知っていましたか。(〇は1つ)

1. 知っていた

2. 知らなかった

問9 障がいのある人（従業員・取引先・お客様など）から合理的配慮の申し出を受けたことはありますか。(〇は1つ)

1. ある ⇒問 10へ

2. ない ⇒問 11へ

3. わからない⇒問 11へ

問10は、合理的配慮の申し出を受けたことがある場合にご回答ください。

問10 障がいのある人（従業員・取引先・お客様など）から合理的配慮の申し出を受けて、実際に提供したことはありますか。(〇は1つ)

1. ある ⇒問 10-1へ

2. ない ⇒問 10-2へ

3. わからない⇒問 11へ

問 10-1 は、合理的配慮を実際に提供したことがある場合にご回答ください。

問 10-1 提供した合理的配慮の内容を教えてください。

合理的配慮の申し出を受けた内容

提供した内容（代わりに可能な範囲で別の方法を提案した場合、その内容）

問 10-2 と問 10-3 は、合理的配慮の提供をしなかったことがある場合にご回答ください。

問 10-2 合理的配慮を提供しなかった理由を教えてください。

合理的配慮の申し出を受けた内容

提供しなかった理由

問 10-3 合理的配慮を提供しなかった際、どのように対応しましたか。
(当てはまるもの全てに○)

1. 申し出に对应されない理由を、障がいのある人に丁寧に説明した
2. 今後に備えて事業所内で対応方法を検討・共有した
3. その他（ ）
4. 対応は行わなかった

問 1 1 合理的配慮の提供にあたって、課題に感じていることがあれば教えてください。
(当てはまるもの全てに○)

1. 具体的に何をすればよいかわかりにくい
2. 従業員の理解・意識がまだ不十分
3. 障がい者の要望が多様で対応が難しい
4. 人手や時間が足りない
5. 費用面の負担が大きい
6. 設備面の対応が難しい
7. 関係機関との連携が不十分
8. その他（ ）
9. 課題に感じていることはない

問 12 障害者差別解消法に基づく取組推進について、行政に求めることはありますか。
(当てはまるもの全てに○)

1. 事業者向け説明会・研修会の開催
2. わかりやすい事例集・ハンドブックの配布
3. 相談窓口の周知
4. ホームページやSNSによる周知
5. 当事者との意見交換の場の設定
6. 好事例に取り組む事業者の紹介（広報等）
7. その他（ ）
8. なし

その他ご意見

問 13 丸亀市の障がい福祉について、ご意見等がありましたらご記入ください。

[illegible]

アンケートは以上です。調査にご協力いただき、ありがとうございました。

同封の封筒に入れ、1月00日（●）までに、

切手は貼らずに投函してください。